

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行<br>高知県<br>高知市丸ノ内<br>一丁目2番20号 |
|                | 発行日<br>毎週2回<br>(火曜日・金曜日)        |

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 目 次                          |           |
| 規 則                          | ページ       |
| ◎高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則      | 1         |
| 告 示                          |           |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示（5件） | (治山林道課) 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（3件）   | ( 〃 ) 5   |
| ○遊漁規則の一部変更の認可                | (漁業管理課) 7 |
| ○道路の区域変更                     | (道 路 課) 8 |
| 公 告                          |           |
| ○開発行為に関する工事の完了               | (都市計画課) 8 |

-----  
規 則  
-----

高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第56号**

**高知県災害救助法施行細則の一部を改正する規則**

高知県災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のイ中「これら」を削り、「設置し、又は天幕の設営」を「設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法」に改め、同表の1の(1)のウを次のように改める。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円以内とする。

別表第1の1の(1)のエを同表の1の(1)のカとし、同表の1の(1)のウの次に次のように加える。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

別表第1の1の(2)を次のように改める。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとし、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）その他の適切な方法により供与するものをいう。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、50戸未満の場合であっても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができるものとする。

(オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項の許可の期限内（最高2年）とする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共

益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与することができる期間は、アの(カ)と同様の期間とする。

別表第1の2の(1)のア中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない」に改め、同表の2の(1)のウ中「1,110円」を「1,130円」に改め、同表の2の(1)のエ中「ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。」を削り、同表の3の(1)中「若しくは床上浸水」を「、床上浸水」に、「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「日用品等を亡失し、又は損傷し」を「生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず」に改め、同表の3の(3)中「ため」を「ために」に、「の範囲内」を「以内」に改め、同表の3の(3)のアの表中「53,000円」を「52,900円」に、「55,000円」を「54,900円」に、「64,300円」を「64,200円」に、「80,900円」を「80,800円」に改め、同表の6の(2)中「576,000円」を「574,000円」に改め、同表の7の(2)中「1世帯当たり134,800円」を「市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円」に改め、同表の8の(3)中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の9の(1)中「により学用品を亡失又は損傷し」を「による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同表の9の(3)中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の9の(3)のイ中「4,300円」を「4,400円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,000円」を「5,100円」に改め、同表の12の(3)中「210,400円」を「210,200円」に、「168,300円」を「168,100円」に改め、同表の13の(1)のア中「避難」を「避難に係る支援」に改める。

別表第2の1の(1)のア中「24,200円」を「23,600円」に改め、同表の1の(1)のイ中「14,800円」を「14,400円」に改め、同表の1の(1)のウ中「14,400円」を「14,200円」に改め、同表の1の(1)のオ中「15,100円」を「15,600円」に改め、同表の1の(1)のカ中「20,600円」を「20,800円」に改め、同表の1の(1)のキ中「20,500円」を「21,300円」に改め、同表の1の(1)のク中「20,800円」を「21,600円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第506号**

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>平成29年4月高知県告示第313号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲1197番地<br/>イ 氏名<br/>安藤 奈尾</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川甲238番地<br/>イ 氏名<br/>安藤 勝衣</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村<br/>イ 氏名<br/>安藤 政勢</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川甲1519番地<br/>イ 氏名<br/>安藤 哲弘</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲1266番地<br/>イ 氏名<br/>曾我部 秋久</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡いの町枝川3043番地84<br/>イ 氏名<br/>久武 一也</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲238番地<br/>イ 氏名<br/>安藤 正規</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲1521番地<br/>イ 氏名<br/>安藤 近義</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲270番地<br/>イ 氏名<br/>坂本 時義</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所</p> | <p>吾川郡上八川村甲408番地<br/>イ 氏名<br/>筒井 直美</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡上八川村甲485番地<br/>イ 氏名<br/>曾我 栄</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川木ノ瀬<br/>イ 氏名<br/>安藤 仲次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川木ノ瀬<br/>イ 氏名<br/>曾我 住連松</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川木ノ瀬<br/>イ 氏名<br/>曾我 萬太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾北村上八川木ノ瀬<br/>イ 氏名<br/>門田 寿左</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>昭和63年9月農林水産省告示第1518号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第507号</b><br/>平成29年4月高知県告示第315号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所<br/>高岡郡構原町松原300番地</p> <p>(2) 氏名<br/>久岡 薫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> | <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。<br/>昭和63年10月農林水産省告示第1697号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第508号</b><br/>平成29年5月高知県告示第383号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>南国市岡豊町滝本<br/>イ 氏名<br/>窪添 寅尾</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市中久万285番地<br/>イ 氏名<br/>鎌倉 喜一郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>土佐郡土佐山村弘瀬119番地<br/>イ 氏名<br/>山崎 保利</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>岡常次郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>杉本喜久吾</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉袈裟吉</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉常吾</p> |
|---|--|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>岡又四郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>中村貞吉</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>坂本岩次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>大藪竹馬</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉駒次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉鹿治</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>高橋寅吾</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉嘉平</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉佐右衛門</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>和田牛之助</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>川村徳治</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所</p> | <p>住所なし<br/>イ 氏名<br/>鎌倉元次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>岡源平</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>岡崎熊吉</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所<br/>住所なし<br/>イ 氏名<br/>岡久仁吾</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡上葦生村神池<br/>イ 氏名<br/>門明 勅次</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡物部村神池1018番地<br/>イ 氏名<br/>岡村 實一</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡物部村大栃1177番地<br/>イ 氏名<br/>今戸 照子</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡在所村猪野々642番地<br/>イ 氏名<br/>藤原 金剛</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡在所村猪野々2284・2286合番地<br/>イ 氏名<br/>山本 國恵</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所<br/>香美郡香北町猪野々248番地<br/>イ 氏名<br/>西本 清茂</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨<br/>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>昭和63年8月農林水産省告示第1167号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> | <p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について<br/><b>高知県告示第509号</b><br/>平成29年5月高知県告示第384号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者<br/>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸市西浜1306番地6<br/>イ 氏名<br/>北野 幸一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪市阿部野区旭町三丁目10番地<br/>イ 氏名<br/>清水 裕</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町甲465番地<br/>イ 氏名<br/>福田 学</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪市福島区福島六丁目23番3号<br/>イ 氏名<br/>株式会社町田工務店</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市東秦泉寺515番地119<br/>イ 氏名<br/>美濃 英夫</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町甲2126番地1<br/>イ 氏名<br/>貝川 佐優美</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町甲2323番地<br/>イ 氏名<br/>黒岩 修身</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙3163番地<br/>イ 氏名<br/>西尾 光</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪府豊中市上野四丁目16番地</p> |
|---|--|--|

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>イ 氏名<br/>黒岩 寅喜代<br/>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町802番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>沢野 政栄<br/>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町802番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>沢野 辰代<br/>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町乙240番地1</p> <p>イ 氏名<br/>沢野 時栄<br/>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市鴨部1235番地20</p> <p>イ 氏名<br/>山田 洋右<br/>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市吉良川町甲1363番地4</p> <p>イ 氏名<br/>高崎 和信<br/>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市長浜4567番地3 電々長浜第2 社宅124</p> <p>イ 氏名<br/>吉本 慶二<br/>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>大阪市港区八幡屋元町三丁目81番地</p> <p>イ 氏名<br/>吉本 春雄<br/>(17)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市介良乙3225番地18</p> <p>イ 氏名<br/>公文 寿賀子<br/>(18)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬195番屋敷</p> <p>イ 氏名<br/>中屋 馬吾<br/>(19)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室戸岬町2392番地</p> <p>イ 氏名<br/>柳川 元次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨<br/>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> | <p>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成元年3月農林水産省告示第311号<br/>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・<br/>期間及び樹種について<br/><b>高知県告示第510号</b><br/>平成29年5月高知県告示第385号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者<br/>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾川村宗津233番地<br/>イ 氏名<br/>大石 進<br/>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市愛宕町三丁目16番28号<br/>イ 氏名<br/>竹内 忠三<br/>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡吾川村久喜896番地<br/>イ 氏名<br/>角原 保<br/>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡名野川村竹屋敷6番屋敷<br/>イ 氏名<br/>大倉 遊仙<br/>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷82番屋敷<br/>イ 氏名<br/>下本 善弥<br/>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷83番屋敷<br/>イ 氏名<br/>池本 安太郎<br/>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷84番屋敷<br/>イ 氏名<br/>池本 万次良<br/>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷85番屋敷<br/>イ 氏名</p> | <p>谷村 徳馬<br/>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷89番屋敷<br/>イ 氏名<br/>黒川 達次<br/>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷91番屋敷<br/>イ 氏名<br/>西川 伴三郎<br/>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷92番屋敷<br/>イ 氏名<br/>谷本 岩次<br/>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷94番屋敷<br/>イ 氏名<br/>西森 浅次<br/>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷95番屋敷<br/>イ 氏名<br/>黒川 常次<br/>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷96番屋敷<br/>イ 氏名<br/>黒川 文弥<br/>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷90番屋敷<br/>イ 氏名<br/>山中 万次<br/>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷205番地<br/>イ 氏名<br/>山中 吉次<br/>(17)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷40番屋敷<br/>イ 氏名<br/>黒川 清己<br/>(18)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷92番屋敷<br/>イ 氏名<br/>谷本 亀吾<br/>(19)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷92番屋敷<br/>イ 氏名<br/>谷本 清己</p> |
|---|---|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>(20)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷106番地<br/>イ 氏名<br/>山中 嘉太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷93番屋敷<br/>イ 氏名<br/>谷本 兼次</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷82番屋敷<br/>イ 氏名<br/>北川 免弥太</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町竹ノ谷82番屋敷<br/>イ 氏名<br/>北川 茂光</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町土居甲1073番地<br/>イ 氏名<br/>片岡 勝重</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所<br/>千葉県柏市十余二86番地62<br/>イ 氏名<br/>片岡 孝</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡池川町土居甲1073番地2<br/>イ 氏名<br/>片岡 勝弘</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所<br/>埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地3-8-212<br/>イ 氏名<br/>山本 一壽</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡日下村下分106番地<br/>イ 氏名<br/>柏井 梅壽</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡越知町越知丁3304番地<br/>イ 氏名<br/>岡 福美</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡越知町越知丁2763番地<br/>イ 氏名<br/>藤原 亀治</p> | <p>(31)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡仁淀村高瀬315番地<br/>イ 氏名<br/>西森 冬</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所<br/>愛媛県松山市小栗町418番地4<br/>イ 氏名<br/>片岡 福之</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨<br/>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成29年10月農林水産省告示第1392号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第511号</b><br/>平成29年4月農林水産省告示第612号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者<br/>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市神田2151番地5<br/>イ 氏名<br/>小笠原 岩男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>安芸郡北川村島137番地<br/>イ 氏名<br/>小笠原 岩男</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡伊野町鹿敷478番地1<br/>イ 氏名<br/>川村 安清</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1509番地<br/>イ 氏名<br/>久保 始</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市大津乙878番地1<br/>イ 氏名<br/>坂本 造</p> | <p>(6)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市福井町672番地1<br/>イ 氏名<br/>久保田 隆彦</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1015番地<br/>イ 氏名<br/>和田 愛次郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市元甲212番地19<br/>イ 氏名<br/>武政 富喜</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市種崎731番地1<br/>イ 氏名<br/>町田 英士</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所<br/>高知市新本町一丁目4番24号<br/>イ 氏名<br/>植松 忠光</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1509番地<br/>イ 氏名<br/>久保 重吉</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1521番地<br/>イ 氏名<br/>久保 壮一</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1664番地<br/>イ 氏名<br/>山田 敏夫</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1674番地<br/>イ 氏名<br/>岡崎 左門</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津1275番地<br/>イ 氏名<br/>中屋 幸十郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所<br/>室戸市室津973番地<br/>イ 氏名<br/>山本 房市</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所</p> |
|--|--|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>横浜市緑区青葉台一丁目5番地4</p> <p>イ 氏名<br/>前田 東洋彦</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成6年5月農林水産省告示第791号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第512号</b><br/>平成29年4月農林水産省告示第613号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所<br/>安芸市別役275番地</p> <p>(2) 氏名<br/>公文 重成</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成7年2月農林水産省告示第201号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第513号</b><br/>平成29年4月農林水産省告示第640号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。<br/>平成29年6月27日<br/>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡樺原村樺原甲1525番地</p> <p>イ 氏名<br/>上田 貞吉</p> | <p>(2)ア 登記簿記載の住所<br/>高岡郡樺原村樺原甲1796番地</p> <p>イ 氏名<br/>下元 春松</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所<br/>吾川郡春野町弘岡上2050番地</p> <p>イ 氏名<br/>久川 百合子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所<br/>幡多郡昭和村津賀111番地</p> <p>イ 氏名<br/>谷 辰吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的<br/>次に掲げる告示で定めるところによる。<br/>平成7年1月農林水産省告示第107号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件<br/>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> |  |
|---|--|--|

高知県告示第514号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成29年6月23日に次のとおり認可した。

平成29年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 野根川漁業協同組合 内共第501号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

野根川漁業協同組合 安芸郡東洋町野根丙1428番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第501号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの期間において区域を指定して遊漁期間を延長することができるものとし、指定した区域及び延長した遊漁期間については、組合が別に公表するものとする。

附則として次のように加える。

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年8月1日

2 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「奈半利川支流西谷川」を「同川支流西谷川」に、「奈半利川の殿井（久府付のせき）から上流の区域」を「奈半利川の長山橋上流端から上流の区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年7月1日

3 安田川漁業協同組合 内共第506号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

安田川漁業協同組合 安芸郡安田町西島372番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第506号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第6条第1項の表中「8,000円」を「10,000円」に改め、同条第2項の表中

|                    |        |        |
|--------------------|--------|--------|
| 中学生以下の者<br>80歳以上の者 | 無料     | 無料     |
| 肢体不自由者<br>高校生である者  | 4,000円 | 1,000円 |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 70歳から79歳までの者 |  |  |
|--------------|--|--|

を「

|                        |        |        |
|------------------------|--------|--------|
| 中学生以下の者                | 無料     | 無料     |
| 80歳以上の者                | 1,000円 |        |
| 高校生である者                | 4,000円 | 1,000円 |
| 肢体不自由者<br>70歳から79歳までの者 | 6,000円 |        |

に改め、同条第3項の表中「10,000円」を「12,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年3月1日

4 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第510号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「9月1日午前零時」を「9月16日午前5時」に改める。

第5条第1項の表中「3,000円」を「4,000円」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同条第3項の表中「4,000円」を「6,000円」に、「7,000円」を「10,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年1月1日

高知県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年6月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

| 区 間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市横瀬字コノ山2778番36から<br>四万十市手洗川字山伏峠山3170番まで   | A      | 1.8<br>}        | 409           |
|  | B      | 49.7            |               |
| 四万十市横瀬字コノ山2778番50から<br>四万十市手洗川字山伏峠山3160番まで   | B      | 5.9<br>}        | 460           |
|  |        | 39.1            |               |
| 四万十市横瀬字コノ山2778番36から<br>四万十市手洗川字山伏峠山3170番まで   | A      | 1.8<br>}        | 409           |
|  |        | 49.7            |               |
| 四万十市横瀬字コノ山2778番50から<br>四万十市横瀬字コノ山2778番40まで   | B      | 7.9<br>}        | 199           |
|  |        | 39.1            |               |
| 四万十市手洗川字山伏峠山4324番13から<br>四万十市手洗川字山伏峠山3160番まで | C      | 7.2<br>}        | 119           |
|  |        | 29.8            |               |

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称                 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                        |
|--------------------------|--------------------------------|---|
| 平成29年3月17日<br>28高都計第833号 | 南国市岡豊町小蓮字宮ノ前447番2ほか            | 東京都港区芝大門一丁目1番3号<br>日本赤十字社 社長 近衛 忠輝      |
| 平成29年5月16日<br>29高西土第210号 | 土佐市北地字外松ガ和田2415番1ほか<br>(うち2工区) | 土佐市北地2424番地7<br>三昭紙業株式会社<br>代表取締役 森澤 正博 |